

個人再生とは

個人債務再生とは民事再生法を個人が利用しやすくした制度で、住宅等の資産を処分せずに維持したまま、裁判所を通じて認められた再生計画に基づいて借金を大幅に減額し、将来利息を全てカットして残りを分割して返済していくという手続です。

住宅ローン以外の借り入れが多く、それが原因で返済が行き詰まった場合でも、自己破産の申立てを行った場合、自宅を手放さなくてはなりません。

しかし、愛着のあるマイホームを手放したくはないと思います。

自宅や資格を失わない方法の一つが個人再生です。

任意整理においても住宅ローンを除いての任意整理はできますが、減額される幅が個人民事再生の方が大きいことが特徴としてあげられます。

減額の幅ですが以下の通りになっています。(住宅ローン以外の借金)

借金の額	減額される金額
100万円未満	その金額
100万円～500万円以下	最大で100万円
500万円超～1500万円未満	最大でその金額の5分の1
1500万円～3000万円以下	最大で300万円
3000万円超～5000万円以下	最大でその金額の10分の1

ただ、この制度は、ある程度将来的に収入に見込みがなければならぬため、給与所得者や年金生活者・自営業者といった定期的な収入がある方、主にサラリーマンが対象となります。原則として3年間以内に分割して支払っていきます。特別の事情がある場合には5年まで延長できます。